

3 輸入種苗検疫要綱第13に次の1項を加える。

「3 輸入者又は管理者から当該種苗が検査された港頭地域又は飛行場から他の港頭地域又は飛行場へ陸路輸送して消毒を実施したい旨の申し出があつた場合には、「消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領」（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号農蚕園芸局長通達）の規定によるものとする。」